



ホ ウ ラ イ カ ン ト リ ー 倶 楽 部 西 須 野 カ ン ト リ ー 倶 楽 部 共通ポイントカードサービスのご案内

# POINT CARD SERVICE

①ポイントが貯まる ②使える ③スマートなチェックイン

## ①ポイントが貯まる

●各倶楽部でのプレー・ご飲食・ゴルフ用品やお土産のご購入等いただくと、

ご利用金額 100 円(税抜)毎に 1 ポイント

●HPからプレーのご予約をいただくと、

ポイント 5 倍 day ゃ 500 ポイント付与プランなど、お得・有利なプラン

- ※ポイントのご確認
- ①パソコン・スマートフォンでホウライカントリー倶楽部、西那須野カントリー倶楽部 Web「マイページ」にログインするとポイント履歴が確認できます。
- ②ご精算時発行のゴルフ場利用明細書でポイント数が確認できます。

## ②ポイントが使える

●ご精算の際 1 ポイント=1 円換算でご利用料金のお支払いにご利用いただけます

### ③スマートなチェックイン

●チェックインの際ポイントカードをフロントにご提示いただくと、サインレスでスマートなチェックイン手続きとなります。

※ポイントカードをご持参の場合も運用上の理由により、身分証の提示をお願いすることがあります。

※ポイントカードサービスをご利用の際は、裏面の「ご利用案内」および「利用規程」をお読みください。

〈お問い合わせ〉 ホウライカントリー倶楽部 TEL:0287-37-4114 FAX:0287-37-4117

西那須野カントリー倶楽部 TEL: 0287-37-8111 FAX: 0287-37-8115

ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部共通ポイントカードご利用案内

■ポイントカード利用方法

◇各種特典をご利用の際は、必ずポイントカードをご提示ください。

◇カードのご利用はご本人以外はご利用いただけません。

■ポイントが貯まる
◇カードのご提示がない場合ポイントは加算されません。

◇ポイント は代金をお支払いいただいた方のポイントカードに貯まります。

複数名分をまとめてお支払いされた場合もお支払いいただいた方のポイントとなります。 ◇以下はポイント対象外となります。

・税金(消費税、利用税、入湯税など)・ポイントによるお支払い代金 ・ゴルフ会員権年会費 ・その他、別途定める商品代金

・ゴルン会員権中会員

ボイントご利用方法

参精算時のボイントのご利用は1ポイント単位でご利用いただけます。
お支払い総額からご利用ポイント数を差引いた額が、お支払い金額となります。

◇当日獲得されたボイントは当日ご利用いただけません。

◇ゴルフ会員権の年会費のお支払いにはご利用いただけません。

◇複数名分の代金をまとめてお支払いされる際にポイントを利用する場合は、お支払いをする方

のポイントカードからポイントを利用することができます。

■ポイントを確認する
◇ポイントはホウライCC/西那須野CCホームページ「マイページ」でご確認いただけます。
※「マイページ」のご利用には、事前の「Webユーザー登録」が必要です。

◇Webで確認できるポイントはアクセスされた前日のポイントになります。

ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部ポイントカードサービス利用規程

第1章 ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部ポイントカード

第1条:総則

第1条:後期 1. 本規程は、ホウライ株式会社(以下「会社」といいます)がホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部を窓口として発行する「ホウライCC・西那須野な大通ポイントカード」(以下「本カード」といい、その発行を受けた者を「カード保有者」といいます。)の利用およびカード保有者としての資格・地位等に係る契約(以下「本契約」といいます。)の条件を定めたものです。 2. 将来、本規程の附属規程として会社が新規に制定する個別規程は、本規程の一部を構成するものとします。

第2条:申込手続およびカード保有者としての資格

第2条:申込手続およびカード保有者としての資格

1. カード保有者となることを希望する者(以下「利用希望者」といいます。))は、本規程を異議を留めずに承諾のうえ、本規程に定めるところに従い、本契約の締結の申込みを行うものとします。

2. 会社が前項の申込みを承諾した場合、利用希望者と会社との間で本規程を内容とする本契約が成立するものとし、本カードを発行します。また、本カードは原則として、お一人様につき一枚発行するものとします。

3. 利用希望者が以下の項目に該当する場合、会社は、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 既にカード保有者になっている場合。

(2) 過去において、本規建量反等によりカード保有者資格の取消等の処分を受けたことがある場合。

(3) 申込み内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。

(4) 暴力団々の他の反社会的勢力の構成員若しくはこれに準する場合、過去においてこれらの者であった場合。

(5) 日本国外に在任まは勤務している場合その他会社からの連絡者の

(6) その他、合理的な事由により、会社が本契約の締結を不適当と判断する場合。 第3条:利用料

1. 本カードおよび次条に定める本サービスの利用料は無料とします。

第4条:サービスの内容および利用

第4米・グーニへの行為のないが加 1. 会社は、カード保有者に対し、本規程若しくは会社が別に定める特典又はサービス(第2条のポイントサービスを含むものとし、以下「本 サービス」といいます。) を提供するものとします。

2.カード保有者が本サービスを受けるためには、本カードの提示を要するほか、会社所定の方法に従うものとします。 3.会社は、本サービスの内容およびカード保有者によるその利用手続について、事前の告知を行なうことなく、随変時更できるものとします。 第5条:通知事頂

1. 本規程の変更通知、その他会社からカード保有者への通知は、会社のホームページへの掲載その他会社が適当と認める方法により行われ

るものとします。 第6条:登録内容の変更

1. 第2条に定める申込みにおいて会社に届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに会社所定の方法により当該変更の届出を会社に対し て行うものとします。 2. カード保有者は前項の届出を怠ったことにより、会社からの通知又は物品が到達しなかったとしても、当認通知または物品が通常到達す

べきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

3. 第1項の届出を怠ったことにより生じるカード保有者の損害について、会社は一切の責任を負いません。又、カード保有者が当該届出を 怠ったことにより会社、その他第三者が被った損害について、カード保有者はすべての責任を負うものとします。

3. カード保有者は、本カードの紛失または盗難にあった場合、速やかに会社に届け出るものとします。
 2. 前項の届出を行ったカード保有者が本カードの再発行を希望する場合、会社所定の再発行手数料を支払うとともに、会社様式に従った申請書を提出することにより、会社に対し再発行を申請するものとします。会社がカード保有者に対して本カードを再発行したときは、当該会員の従前のカードは失効するものとします。

**第8条:利田終了** 

1. カード保有者が本契約の終了を希望する場合には、所定の方法によりカード保有者が自ら利用終了の届出をゴルフ場へ行うものとします。

カード保有者が以下の項目に該当する場合、本契約は、自動的に終了するものとします。

(1) カード保有者が死亡した場合。

(2)カード保育者が、本カードを最後に利用した日より5年経過する日が属する月の末日までの間、本カードを利用しない場合。
(3)カード保育者が、次条1項各号のいずれかに該当し、かつ、カード保有資格が取り消された場合。

(3) アード保有者が、ベボエタはカッションのような、カン、カン、カン、カン、カン、アード保有者の資格を停止又は取り消すことができるものとします。
(1) 利用申込みにおいて、虚偽の中告を行ったことが判明した場合。
(2) カード保有者が会社に対し債務を負う場合において、当該債務の履行遅滞、不完全履行又は履行不能が発生した場合。

(3) 本カードを複数所持している場合。

(4) 本規程に違反した場合。

(5)第2条3項各号のいずれかに該当することが判明した場合。 (6)その他、合理的な事由によりカード保有者として不適切と会社が判断した場合。

2. カード保有者が前項各号のいずれかに該当する場合、当該カード保有者は当該事由により会社、その他第三者が被った損害を賠償する責 めを負うものとします。

■その他

◇ポイントカードは、ホウライカントリー俱楽部・西那須野カントリー俱楽部共通カードといたします。

◇異なるカード番号のポイントカードを複数枚お持ちの場合は、カードの現物をフロントにお持ちください。
1枚のカードに統合させていただきます。なお、お手続きの際に身分証のご提示をお願いすることがあります。

◇暴力団その他の反社会的勢力の構成員およびその関係者の入会はお断りいたします。

◇入会申込み時にお届けいただいたご住所、お電話番号などに変更が生じた場合は、ゴルフ場までご連絡ください。

◇粉失等によるカード再発行をご希望の場合は、所定の申請書類に必要事項をご記入の上、お申し出ください。

なお、お手続きの際に身分証のご提示をお願いすることがあります。

◇ボイントカードをご利用当日にお忘れになった場合は、利用日から1年以内に限り、ポイントの事後加算ができます。
利用当日のご本人名義のご利用明細書とポイントカードおよび身分証を、後日ゴルフ場にご持参ください。
※グレジットカードの理論者などでは女主辞者できません。 ※クレジットカードの明細書などではお手続きできません。

 ※ご利用明細書は、ご利用日付、お客様氏名が記載されているものに限ります。
 また、ポイントカードご登録氏名とご利用明細書に記載されている氏名が一致しているものに限ります。
 ◇都合によりポイント等の反映が遅延したり、変更になることがあります。
 ◇ポイントカードを最後に利用した日より5年経過する日が属する月末までの間、ポイントカードのご利用がない場合は 自動的に失効し、失効後のポイントカードはご利用いただけません。新しいポイントカードを発行させていただきます。

第10条:カード保有者情報の利用

1. 会社は、会社のプライパンーポリシーに従い、以下の各号に定める利用目的により、カード保有者の個人情報を取得し、管理するものとします。 プライパシーポリシーの詳細については、会社Webサイト(http://golf.horai-kk.com/policy.html)に記載するとおりとします。 (1) ゴルフ場の利用について予約・変更・キャンセル等に関するご連絡やお問合せにお応えするにあたり適切な対応を行うため。

(1) コルア場の利用についてすが、変更・キャブセル寺に関するこ連館でお同古モもわんするこのたり思切な別ルで11 Jたの。
 (2) ゴルア場の会員入会の場合の審査を行うため、および本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
 (3) ゴルア場の利用およびお客様とのご契約について、会社においてそのご利用の管理を適切に行うため。また、ゴルフプレー終了後およびご契約の終了後においても、お客様ご本人からの照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
 (4) 各種の商品、サービスのご紹介を会社からダイレクトメール、電子メール、電話等によりご案内するため。
 (5) お客様によりよい商品、サービスを提供するためなど、よりご満足をいただくためのマーケティング分析を社内にて利用するため。

(6) 会社において経営上必要な各種の管理を行うため。

(7) その他会社が予めカード保有者に対して明示した目的のため。

第11条:権利義務の譲渡の禁止

1. カード保有者は理由の如何を問わず、本規程に基づき発生する権利・義務を第三者に貸与・譲渡・担保提供その他処分し、又、相続させる事

第12条:本規程の変更

那比条: 本州建切変更 1. 会社は、本サービスの内容、カード保有者によるその利用手続きおよび本規程の変更について、カード保有者の一般の利益に適合するときは、 事前の告知を行うことなく、随時変更できるものとします。 2. 会社は、本サービスの内容、カード保持者によるその利用手続きおよび本規程の内容について、本契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に殴らして合理的なものであるときは、第5条に定める適当と認める方法による周知を行うことにより、随時変更できるものとします。

会社は、各カード保有者の個別承諾を得ることなく本契約を終了することができるものとします。
 本契約が終了する場合、カード保有者が保有するポイントはすべて失効するものとします。

第2章 ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部ポイントサービス

第14条:ポイントサービス

第14条: ボイントサービス 1. ボイントサービスとは、本規程または会社が別途定める方法により、①会社がポイントをカード保有者に付与し、②カード保有者は付与を受けたポイントについて週元申請を行うことにより、ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部における利用代金の免除若しくは割引、又は会社が定めたサービスまたは商品と交換することができる制度をいいます。 第15条: ボイントの付与

1. 会社は、本規程および会社が別途定める方法により、所定の日にカード保有者に対して、ポイントを付与するものとします。但し会社は、会 1 元は、本がは、30年は7月によっていません。 社所定の利用代金の他、会社が定める時間・キャンペーンに応じて、所定の日にカード保存者に対してポイントを付与できるものとします。 2 会社の責めに帰することのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由におり、本サービスの提供およびポイントの

付与が遅延したリポイントの利用が不能になった場合、それによって生じた障害について、会社は一切の責任を負いません。

第16条:ポイントの取消 1. 商品・役務等の購入取消等により、当該商品・役務等に係るカード保有者の利用代金の支払の全部または一部が取り消された場合、当該取消

1. 商品・依妨寺の隣九郎用寺により、当該商品・依妨寺に除らカート保存者の利用代金の文払の全部または一部が取り用された場合、当該取用金額に対応するポイントが会社所定の方法により取り消されるものとします。
2. 前項の場合において、取消しの対象となるポイントの残高に不足がある場合、カード保有者はポイント不足分に対応する金額を会社に支払うことにより精算するものとします。
第17条:ポイントの計算

第118年・パマス「アジロ1年 1. カード保有者のポイントは、対象とする各商品・役務の利用代金に会社所定の率を乗じて付与されるものとします。 第18条:ポイント有効期限およびポイント矢効 1. カード保有者に付与されたポイントの有効期間は、付与日から付与日の2年後の日が属する月の末日までとします。なお、カード保有者がそ のカード保有者としての地位・資格を喪失又は停止したときは、カード保有者が保有するポイントはすべて失効するものとします。

第19条:ポイント還元 1. カード保有者は次の条件をすべて満たした場合、保有する有効なポイントを、会社が別途定める内容のサービス又は商品と交換することがで

はます。 (1) 会社が別途定める方法に基づいて申請を行うこと。 (2) カード保存者が還元申請の時点でカード保存者資格を有しており、かつ、会社に対し自ら本カードを提示すること。 第20条:カードの紛失・盗難等によるポイントの取扱い

1.本カードを第三者に不正利用されたことによって減じられたポイントについて、会社は、その責を一切負わないものとします。 第21条:ポイント付与の拒否等

1. 会社は、カード保有者が本規程を遵守していないと認めた場合、当該カード保有者へのポイント付与を拒否若しくは保留し、又は保有する ポイントを取り消すことができるものとします。 第22条: 公知公課

本規程に基づき還元されたサービス又は商品に対して公租公課が課せられた場合、当該公租公課はカード保有者が負担するものとします。

第23条: ポイントサービスの停止 1. 会社は、その判断により本カードの利用を停止することができるものとします。会社は、本カードの利用停止によって生じるカード保有者の 不利益若しくは損害に関して、一切の責任を負いません。

#### ホウライ株式会社 個人情報保護方針 (プライバシーポリシー) に関して

1、取組方針

『個人情報の保護に関する法律』(以下、「法」といいます)および関連法令等を遵守し、お客様の個人情報の適切な管理、利用と、その保護に努めるとともに、当社の内部管理体制の維持と継続的な改善に努めます。

当社は、「個人情報の球接と関する法律」(ペイ、「法」というよう人もないます。 1 世紀 「個人情報の球接と利用 「当社は、保険、不動産、「本本松牧場、ゴルフ各事業本部で取得 当社は、お客様の個人情報を、利用目的を明示した上で適正且つ公正な手段によって取得し、その利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、保険、不動産、千本松牧場、ゴルフ各事業本部で取得 当社は、お客様の個人情報を、利用目的を明示した上で適正且つ公正な手段によって取得し、その利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。 1 世紀 「本学校の個人情報について、当社各事業のホームページで掲載公表している場合の他、各々の事業本部での 1)サービス・商品のご提供、発送、ご案内、 2)関連するアフターサービスのご提供、 3)新サービス・商品やイベントに関する情報のお知らせ、および 4)1~3の当社業務向上のため、に利用いたします。

関する自報のお知らせ、および 4月1年の日本業務団上のため、に利用いたじます。 **3、個人情報の第三者提供** 当社は、お客様原個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲で当社の選定基準を満たす委託先へ提供することがあります。その他法および関連法令に定める場合を除いては、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様の個人 情報を第三者に提供することはいたしません。

開税を発売することはからしません。
4、個人情報の安全管理
当社は、お客様の個人情報への不正アクセス、同情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等のリスクに対処するために、適切な安全管理対策に努めます。また、個人情報の取扱いを外部へ委託する場合には、委託先を適切に監督します。
「Apple to Let all Company C 5、組織と体制 当社は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施すると共に、個人情報を取扱う全ての当社従業者に対し、その適正な管理と保護の重要性について教育啓発に努めます。また、個人情報保護コンプライアンス・ ブログラム(本方針、個人情報保護規程およびその他の規定・規則を含む)を策定し、当社従業者に周知させて実施し、且つ継続的な改善に努めます。

当社は、お客様の個人情報について、お客様ご本人が開示・訂正・利用停止等の請求をされる場合には、法及び関連法令の規定に従って、適切且つ迅速に対応いたします。

お問合せ 個人情報保護に関するご連絡・ご相談 ホウライ株式会社「個人情報保護受付窓口」 住所: 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-8-12 電話: 03-6810-8103 受付時間: 午前9:00~午後5:00 (土日祝日等の当社休業日を除きます) ※電子メールによるお問い合わせは受付けておりません。





ホ ウ ラ イ カ ン ト リ ー 倶 楽 部 西 須 野 カ ン ト リ ー 倶 楽 部 共通ポイントカードサービスのご案内

# POINT CARD SERVICE

## 2024年 期間限定 ポイント増額サービスのご案内

◎このたび、数あるゴルフ場の中から、両ゴルフ場を選んで頂き、ポイントカード会員となられている皆様を対象として、期間限定でお得な特典をご用意しました。この機会にぜひ、ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部へ再度ご来場頂き、お得なポイント会員サービスをご活用ください。

## ①平日来場時 1,000 ポイント贈呈 • 千本松温泉無料券贈呈!

- ●ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部のポイント会員の方が、平日にご来場いただいた場合、期間限定(12月末迄)で以下の特典を用意しています。 この機会に是非、お得なポイントをゲット、温泉でのリラックス時間をお楽しみ下さい。
  - 1. ポイント 1,000 ポイント 贈呈
    - 2. 千本松温泉 入浴・タオル無料券 贈呈
      - \*入浴・タオル無料券は、プレー日当日または翌日、ゴルフ場に隣接する千本松温泉が無料でご利用 いただける利用券をフロントにてお渡しするものです(貸しタオル代も含みます)。

### ②節目来場ボーナスポイント(2,000~3,000 ポイント)プレゼント!

●ホウライカントリー倶楽部・西那須野カントリー倶楽部それぞれ、同一ゴルフ場へ年間複数回(4回・8回)ご来場いただいた場合、期間限定(12月末迄)で以下の特典を用意しています。この機会に是非、お得なボーナスポイントを獲得いただければと存じます。

同一ゴルフ場の年間来場回数が 4 回目・8 回目となるポイントカード会員の方に、節目来場ボーナスポイントを差し上げます。

- 1. 来場 4 回目・・・・2,000 ポイント
- 2. 来場 8 回目・・・・3,000 ポイント

◎ポイントカード会員の皆さまで、メールアドレス新規登録・再登録 or LINE の友達登録頂いた方には、 当日ゴルフ場でペットボトル飲料等を 1 本プレゼント! ぜひ情報をご登録ください。

〈お問い合わせ〉 ホウライカントリー倶楽部 TEL: 0287-37-4114 FAX:0287-37-4117

西那須野カントリー倶楽部 TEL: 0287-37-8111 FAX: 0287-37-8115